

国家公務員におけるテレワーク推進、リモートアクセス機能の整備

1. これまでの取組み

1月： 先進的な利用例(=ベストプラクティス)の紹介

- ・総務省、経産省から。
- ・私物端末や持ち帰り可能な業務端末を使った国会対応 等

2月： 全省への横展開

- ・官に加え民からもベストプラクティス紹介

例：全職員が利用可能、当日申請でもテレワーク可能な制度運用、現場からの質問・改善案を募る仕組み、トップレベルからのメッセージ 等

3月： 各省でも実施できるか、全省へ調査

- ・質問項目
 - 私物のスマホ等から職場メール等を閲覧できるか
 - 現状出来ていない理由
 - 何時から整備するか 等

4月： 調査結果の取り纏め・公表

2. 調査結果(その1)

調査の趣旨・概要

1. **国家公務員の働き方改革**を進めるためには、柔軟な働き方を可能とする**テレワークの推進**や、その前提となる**リモートアクセス環境(※)の整備**が重要。
(※) 業務上のメール、電子媒体等を、自宅や外出先で閲覧できる環境
2. 一部の省庁では、リモートアクセス環境を充実させ、国会対応業務を自宅でテレワークにより実施するなど、ICTを活用した先進的な働き方を実施。先進的な働き方を各省に横展開することで、政府全体での業務効率化、働き方改革につなげる。
3. 以上の観点から、**各省におけるICTを活用した働き方改革への取組状況**や、**先進事例の実施可能性**について調査。「働き方改革実行計画」も踏まえ、**2020年度までにリモートアクセス機能の全省での導入**等に向け、国家公務員の働き方改革を一層進める契機とする。

2. 調査結果(その2)

1. リモートアクセス環境の整備状況、活用状況

(1) 調査対象である22省庁のうち、**8省庁**では、省内全ての職員が、私用端末（スマホ、PC等）又は1人1台割り当てられた業務用PCから**リモートアクセス環境**を利用して、**自宅で職場メール等を閲覧可能**。

【金融庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省】

(2) また、(1)の8省庁では、リモートアクセス環境を**国会対応業務**（自宅での答弁チェック等）に活用し、業務効率化につなげている。そのうち、**経済産業省**においては、**大臣を始めとする政務もリモートアクセス環境を国会対応業務に活用**している。

(3) なお、(1)以外の14省庁のうち、**9省庁**では、政府目標の**2020年度までに私用端末又は1人1台割り当てられた業務用PCからのリモートアクセス環境を整備予定**。

【内閣官房、内閣府、警察庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁、法務省、農林水産省、宮内庁】

2. 調査結果(その3)

2. 先進的なコミュニケーションツールの整備状況、活用状況

- (1) 7省庁では、省内全ての職員が、1人1台割り当てられた業務用PCから **リアルタイムコミュニケーションツール** (Lync、メッセージャー等) を利用可能。

【総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、防衛省、公正取引員会】

3. ペーパーレス審議会

- (2) 4省庁では、利用を希望する職員が、私用端末から業務上の連絡をするために **IP電話(無料通話)** を利用可能。

【外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省】

- (3) 6省庁では、省内の審議会等において、委員等の遠隔地からの参加を可能とする **Web会議システム** を利用している。

【内閣府、金融庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】

2. 調査結果（その4）～各府省庁の個別事情～

- リモートアクセス環境やコミュニケーションツールの整備が進んでいない理由：
「働き方の見直しが不十分」、「予算の検討が不十分」、「セキュリティ上の課題」の3点に帰着
- 今後の実施スケジュール：2017年度から開始する省庁が多いが、依然としてばらつきあり。

⇒ 上記を踏まえ、各府省庁に対し、適切な助言等が必要。

	内閣官房	内閣法制局	内閣府	警察庁	個人情報	金融庁	消費者庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省	防衛省	人事院	宮内庁	公取委	回答府省庁数	22府省庁に対する割合(%)	
働き方の見直しが不十分	○		○															○	○		○	○	6	27.3	
予算案の検討が不十分										○	○								○		○	○	5	22.7	
セキュリティ上の課題			○								○	○								○		○	5	22.7	
省内の理解がない																		○	○				2	9.1	
外部有識者の理解がない																							0	0	
その他	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○					○	○	○	○	16	72.7
2017FY				④		①			①		①				④		①						6		
2018FY	④		④		④		①	④						②	①								9		
2019FY							①																1		
2020FY																	①				①		2		

注：①～④は、第1四半期（4～6月）～第4四半期（1～3月）を表す。

3. 今後の取組 ～各府省庁に対する助言等の実施～

1. 国家公務員の**テレワーク** 更なる普及・推進

- ➡ ① テレワークの推進に当たり、各省で**人事制度・運用上の疑問**が生じた場合、**内閣人事局が照会窓口**となり、現行のルールを踏まえつつ、ベストプラクティスも情報提供しながら、サポートを行う。
- ➡ ② 政府全体の方針（「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」、「霞が関の働き方改革を加速するための重点取組方針」）に基づき、各府省庁の副CIO（サイバーセキュリティ・情報化審議官等）と共に、**テレワークに関する運用改善や情報共有の取組**を推進する。

2. 各府省での**リモートアクセス**環境の整備

- ➡ ① **2020年までに全省でリモートアクセス環境が整備**されるよう、調査結果も活用し、個別省庁の状況を把握して、助言等を行う。
- ➡ ② **IT室における毎年の各府省庁の情報システム予算の整備・更改などに係るヒアリング**の場等において、各府省庁の取組に対する適切な助言等を行う。

参考：「働き方改革 実行計画」（2017年3月28日 働き方改革実現会議決定）

2020年度までに、①必要な者が必要な時にテレワーク勤務を本格的に活用できるようにするための計画的な環境整備を行い、②リモートアクセス機能の全省での導入を進めて行く。